

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）開設・運営者の公募について

県では、岡山県社会的養育推進計画に基づき、新たに社会的養護が必要となった子どもの里親等への委託を推進しており、今回、ファミリーホームの開設・運営を行う者（以下「事業者」という。）を下記のとおり公募します。

ファミリーホームの開設・運営を希望する法人はファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）開設・運営者公募要項に基づき、提出書類を令和8年9月30日（水）（必着）までに、岡山県子ども家庭課に提出してください。

1 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）開設・運営者公募要項

2 提出様式

- (1) 応募申込書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 役員等名簿（別紙2）

3 添付書類

- (1) 建物その他の設備の規模及び構造並びに備品等の概要がわかる書類（図面等）
- (2) 収支予算書
- (3) （個人の場合）市町村が発行する所得・課税証明書
- (4) （法人の場合）決算報告書（財産目録、貸借対照表、収支計算書等）
- (5) （法人の場合）法人の定款
- (6) （法人の場合）履歴事項全部証明書
- (7) 県税の完納証明書

4 参考

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱（平成21年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

●小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れ、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する事業です。

児童福祉法（昭和32年法律第164号）第6条の3第8項で規定された事業であり、設置にあたっては岡山県知事への届出が必要となります。